省　令

○総務省令第十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十日

総務大臣　武田　良太

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（用語の意義） **第二条**　この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。 ［一～四　略］ 五　「簡易無線業務用無線局」とは、簡易な無線通信業務を行うために開設する無線局をいう。	（用語の意義） **第二条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　「簡易無線業務用無線局」とは、簡易な無線通信業務であつて、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うために開設する無線局をいう。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正前	改正後
（業務の分類及び定義） **第三条**　宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 ［一～十四　略］ 十五　アマチュア業務　金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。 十六　簡易無線業務　簡易な業務のために行われる無線通信業務をいう。 ［十七～二十　略］ ［2・3　略］ （無線局の種別及び定義） **第四条**　無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。 ［一～二十三　略］ 二十四　アマチユア局　アマチユア業務を行う無線局をいう。 ［二十五～二十九　略］ ［2　略］	（業務の分類及び定義） **第三条**　［同上］ ［一～十四　同上］ 十五　アマチユア業務　金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。 十六　簡易無線業務　簡易な無線通信業務であつて前号に該当しないものをいう。 ［十七～二十　同上］ ［2・3　同上］ （無線局の種別及び定義） **第四条**　［同上］ ［一～二十三　同上］ 二十四　アマチユア局　金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によつて自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局をいう。 ［二十五～二十九　同上］ ［2　同上］